那覇市公報

第１６９９号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇告　　示◇

○平成29年（2017年）８月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）・・・・・・ 860

○地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）・・・・・・ 860

○平成29年（2017年）８月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）・・・・・・

告　　示

那覇市告示第 174 号
平成 29 年８月７日
掲　　示　　済

平成 29 年（2017 年）８月那覇市議会臨時会の招集について

平成 29 年（2017 年）８月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　招集の日　　平成 29 年８月 14 日（月）

２　招集の場所　　那覇市議会議場

３　付議事件名
（１）　議長の選挙
（２）　副議長の選挙
（３）　南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
（４）　那覇港管理組合議会議員の選挙
（５）　那覇市・南風原町環境施設組合議会議員の選挙
（６）　沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

那覇市告示第 175 号
平成 29 年８月８日
掲　　示　　済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の２第１項の認可を受けた地縁による団体について、告示事項変更届があったので、同第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　名　　称　　那覇市首里鳥堀町自治会

２　事務所の所在地　　那覇市首里鳥堀町３丁目 49 番地

３　告示事項の変更内容

変更前の代表者の氏名及び住所
氏名　當間　由啓
住所　那覇市首里鳥堀町３丁目 26 番地

変更後の代表者の氏名及び住所
氏名　當間　正之
住所　那覇市首里鳥堀町３丁目 27 番地

那覇市告示第 176 号
平成 29 年８月 14 日
掲　　示　　済

平成 29 年（2017 年）８月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 29 年（2017 年）８月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長　城　間　幹　子

付議事件名

１　那覇市監査委員の選任について

２　那覇市監査委員の選任について

那覇市告示第 184 号
平成 29 年８月 24 日
掲　　示　　済

平成 29 年（2017 年）９月那覇市議会定例会の招集について

平成 29 年（2017 年）９月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　招 集 の 日　　平成 29 年９月１日（金）

２　招集の場所　　那覇市議会議場

公　　告

那覇市公告第 369 号
平成 28 年 10 月 20 日
掲　　示　　済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第７条第５項及び同施行規則第２条第２項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月15日

那覇市長　宛

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">福祉部　障がい福祉課　　電話862-3275</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">障がい福祉課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">障がい者虐待に関する業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">障がい者虐待防止法に基づく業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">通報者、相談者、届出者、本人、養護者及び本人の支援に必要な関係者</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">平成２４年１０月１日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td colspan="2">思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
■国　籍
■本　籍
■続　柄
■親族関係
■婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>■職　業
■地　位
■学　歴
■資　格
□団体加入
□賞　罰
■学業成績
■勤務成績
■その他
(障害者虐待通報等があった場合の支援に必要な活動)</td><td>■収　入
■資産状況
■公租公課
■経済取引
■公的扶助
□その他
(　　)</td><td colspan="2" rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">■健康状態
■容　姿
■病　歴
■障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">■本人　■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期(　　月～　月)　■随時(障害者虐待通報等があった時)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">□文書　□口頭　□告示
■通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号及び第4号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3">届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年2月15日

那覇市長　宛

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">福祉部　障がい福祉課　　電話　862-3275</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">障がい福祉課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">障がい者相談業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">障がい者等に関する相談及び支援</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">相談者、支援者及びその支援に必要な関係者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成１８年１０月１日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
■国　籍
■本　籍
■続　柄
■親族関係
■婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>■職　業
■地　位
■学　歴
■資　格
□団体加入
□賞　罰
■学業成績
■勤務成績
■その他
(相談された障がい者支援に必要な活動)</td><td>■収　入
■資産状況
■公租公課
■経済取引
■公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">■健康状態
■容　姿
■病　歴
■障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　月)　■随時(障害者に関する相談があった時)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
■通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号及び第4号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成28年10月4日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">経済観光部　なはまちなか振興課　　電話　867-5260</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">なはまちなか振興課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">なは商人塾運営管理業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">市内中心商店街に施設を設置し、諸事業の展開拠点とするとともに、商業団体の自主的な活動に対し、当施設の利用の便宜を図り、商業の活性化、企業経営の発展を促進することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">研修室、会議室を利用する者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成 7年 4月 1日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">☐個人番号
☑氏　名
☑住　所
☐性　別
☐生年月日
☐国　籍
☐本　籍
☐続　柄
☐親族関係
☐婚姻離婚
☑その他
(電話番号)</td><td>☐職　業
☐地　位
☐学　歴
☐資　格
☐団体加入
☐賞　罰
☐学業成績
☐勤務成績
☐その他
(　　)</td><td>☐収　入
☐資産状況
☐公租公課
☐経済取引
☐公的扶助
☐その他
(　　)</td><td rowspan="4">☐思　想　☐宗　教
☐支持政党　☐主義主張
☐趣味嗜好　☐犯歴等
☐その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">☐健康状態
☐容　姿
☐病　歴
☐障がい程度
☐その他
(　　)</td><td>☐
☐
☐
☐
☐</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">☑本人　☐本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">☐定期(　　月～　　月)　☑随時(申込み時　　)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">☐文書　☐口頭　☐告示
☑通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">☑文書　☐図画　☐電磁媒体　☐その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">届出が必要な業務との認識がなかったため、事後の届出となった。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成28年10月4日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">経済観光部　なはまちなか振興課　　電話　867-5260</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">なはまちなか振興課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">中心商店街にぎわい広場管理運営業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">那覇市中心商店街にぎわい広場条例に基づき、中心商店街で楽しく買物ができるための利便施設等を整備し、中心商店街の活性化に資することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">コミュニティルーム、イベント広場、駐輪場を利用する者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成 17年 5月 14日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
☑氏　名
☑住　所
□性　別
□生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
☑その他
(電話番号)</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">☑本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　☑随時(　申込み時　　)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
☑通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">☑文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">届出が必要な業務との認識がなかったため、事後の届出となった。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成２８年１０月６日

那覇市長宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">学校教育部学校教育課　電話９１７－３５０６</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">学校教育課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">ストレスチェック業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">ストレスチェックの実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">那覇市立小中学校に在職する教職員で、ストレスチェック受検対象者でストレスチェック受検を希望する教職員</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">平成２８年４月１日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="2">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">□個人番号
☑氏　名
□住　所
☑性　別
☑生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>☑職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="3">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>☑就労年
☑入社年
☑公立学校共済組合資格
☑職員番号
□</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">☑本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期(　　月～　　月)　☑随時(申込時　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">□文書　□口頭　□告示
☑通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第/号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">□文書　□図画　☑電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3">業務開始日に届出が必要だと認識していなかったため</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年10月11日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">福祉部　障がい福祉課　　電話　862-3275</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">障がい福祉課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">福祉ホーム事業</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援する。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">障がい者本人</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成18年10月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
□生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">□本人　■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(申請受理時、交付決定時)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
■通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成28年　10月11日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">都市計画部　都市計画課　電話951-3246</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">都市計画課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">那覇市地域公共交通会議</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">道路運送法の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">那覇市地域公共交通会議の構成員</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成28年　1月　26日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">■個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>■職　業
■地　位
□学　歴
■資　格
■団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="2">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td></td><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(構成員の任期)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">届け出の必要性を認識していなかったため。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成28年　10月11日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">都市計画部　都市計画課　電話951-3246</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">都市計画課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">那覇市都市交通協議会</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、那覇市交通基本計画に位置付けられた施策の推進等</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">那覇市都市交通協議会委員</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成22年　3月　24日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">■個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>■職　業
■地　位
□学　歴
■資　格
■団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="3">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(委員の任期)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">届け出の必要性を認識していなかったため。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成28年10月17日

那覇市長　様

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">環境部　環境政策課　　電話　951-3392</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">環境政策課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">那覇市環境審議会に関すること</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">環境基本計や廃棄物及び環境の保全と創造に関する事項を調査、審議するため那覇市環境基本条例に基づき設置した那覇市環境審議会の運営を行う。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">那覇市環境審議委員</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成16年　4月　1日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">■個人番号
■氏　名
■住　所
■性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>■職　業
■地　位
■学　歴
(市民公募時)
■資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="2">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(委員委嘱　　)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">業務開始時に届出すべきだが、手続不要と誤認したため</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成28年10月17日

那覇市長　様

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">環境部　環境政策課　　電話　951-3392</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">環境政策課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">環境推進員（エコライフサポーター）関連業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">エコライフサポーターが、環境関連のイベント及び講座等において、市民・事業者に温暖化対策の啓発を行う。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">環境推進員（エコライフサポーター）</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成19年　4月　1日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">■個人番号
■氏　名
■住　所
□性　別
■生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
（　　）</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
■資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
（　　）</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
（　　）</td><td rowspan="2">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　（　　）

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心身
□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
（　　）</td><td>その他
□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(申込時　　)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成28年10月17日

那覇市長　様

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	環境部　環境政策課　　電話　951-3392			
個人情報管理責任者	環境政策課長			
業務の名称	環境関連イベントでの講師依頼関連業務			
業務の目的	環境関連イベントにおいて、依頼した講師が、市民・事業者に温暖化対策の啓発を行う。			
個人情報の対象者	環境関連イベントでの講師			
業務の開始年月日	平成19年　4月　1日			
個人情報の記録の内容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	■個人番号 ■氏　名 ■住　所 □性　別 ■生年月日 □国　籍 □本　籍 □続　柄 □親族関係 □婚姻離婚 □その他 (　　)	□職　業 □地　位 □学　歴 □資　格 □団体加入 □賞　罰 □学業成績 □勤務成績 □その他 (　　)	□収　入 □資産状況 □公租公課 □経済取引 □公的扶助 □その他 (　　)	□思　想　□宗　教 □支持政党　□主義主張 □趣味嗜好　□犯歴等 □その他　(　　) 上記事項を取扱う理由
		心　身	その他	
		□健康状態 □容　姿 □病　歴 □障がい程度 □その他 (　　)	□ □ □ □ □	
個人情報の収集方法	■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	□定期(　　月～　　月)　■随時(依頼時　　)			
本人への通知方法	□文書　□口頭　□告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)			
個人情報の記録形態	■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)			
備考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止　変更)届出書

平成２８年１０月６日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会教育長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	学校教育部　学校教育課　　電話917-3506 内2624		
届出の区分	□廃止　☑変更	業務の廃止・変更年月日	平成27年4月１日
業務の名称及び開始年月日	元那覇市立小中学校長の高齢者叙勲申請及び死亡叙勲申請に関すること 平成21年4月1日		
廃止又は変更の理由	個人情報の記録の内容欄の基本的事項・制限的取扱事項思想・信条等の項目の業務及び本人への通知方法業務が追加されたが、届出をしていなかったため、		
変更の内容	変更前	変更後	
	１基本的事項その他写真 制限的取扱事項思想・信条等の犯罪歴等の項目にチェックなし ２上記事項を取扱理由欄 空白 ３本人への通知方法欄の口頭項目にチェックなし	１基本的事項その他写真電話番号に変更 制限的取扱事項思想・信条等の犯罪歴等の項目をチェック有に変更 ２上記事項を取扱理由欄に高齢者叙勲受章受諾内示における受章受諾に関する国要よりの確認事項のためを追加記入変更 ３本人への通知方法欄の口頭項目をチェック有に変更	
備考	変更年月日に届出が必要だと認識していなかったため		

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成28年　10月　9　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	那覇市立中央図書館　　電話　917-3449		
届出の区分	□廃止　☑変更	業務の廃止・変更年月日	平成28年　2月　21日
業務の名称及び開始年月日	図書資料の貸出　　年　月　日		
廃止又は変更の理由	那覇市立図書館デイジー図書館外貸出要領の施行に伴い、個人の障害程度の情報を取得する事務が追加されたため。		
変更の内容	変更前	変更後	
		収集等する個人情報の内容に「障害程度」を追加する。	
備考	届けてある個人情報業務届出書の個人情報の内容に障害程度が入っていないことに気付いたため。		

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成 28年 10月11日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部障がい福祉課　　電話：098-862-3275		
届出の区分	□ 廃止　■ 変更	業務の廃止・変更年月日	平成18年4月1日
業務の名称及び開始年月日	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業　平成18年4月1日		
廃止又は変更の理由	内容を再確認した際に、追加が必要な項目があることが分かったため。		
変更の内容	変更前	変更後	
		①個人情報の収集方法は、「本人」を追加する。 ②個人情報の記録形態は、「電磁媒体」を追加する。	
備考	内容を再確認した際に、追加が必要な項目があることが分かったため。		

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成 28年 10月11日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="3">福祉部障がい福祉課　　電話：098-862-3275</td></tr>
<tr><td>届出の区分</td><td>□ 廃止　■ 変更</td><td>業務の廃止・変更年月日</td><td>平成18年4月1日</td></tr>
<tr><td>業務の名称及び開始年月日</td><td colspan="3">障害者福祉給付業務
年　月　日</td></tr>
<tr><td>廃止又は変更の理由</td><td colspan="3">障害者福祉給付業務に含まれていた更生医療が、障害者自立支援法の施行により、自立支援医療費の支給等に関する業務に含むことになったため
※自立支援医療費の支給等に関する業務は、H28.2.15に新規申請済。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td colspan="2">変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>①業務の目的及び個人情報の対象者から「更生医療」を削除する。
②収集等する個人情報の内容に「続柄」、「親族関係」、「公的扶助」を追加する。
③個人情報の収集方法は、「本人以外（本人同意）」を追加する。
④個人情報の記録形態は、「電磁媒体」を追加する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">通し番号103の変更申請。届け出を失念しており申請が遅れた。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成 28年 10月11日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部障がい福祉課　　電話：098-862-3275		
届出の区分	□ 廃止　■ 変更	業務の廃止・変更年月日	平成28年1月4日
業務の名称及び開始年月日	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業　平成28年1月4日		
廃止又は変更の理由	内容を再確認した際に、追加が必要な項目があることが分かったため。		
変更の内容	変更前	変更後	
		①個人情報の収集方法は、「本人」を追加する。 ②個人情報の記録形態は、「電磁媒体」を追加する。	
備考	内容を再確認した際に、追加が必要な項目があることが分かったため。		

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 233 号
平成 29 年８月８日
掲　　示　　済

平成 28 年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 58 条の２第３項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第４条の規定により、平成 28 年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

＜人事行政の運営等の状況について＞

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、平成 28 年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

１　職員の任免及び職員数に関する状況
２　職員の競争試験及び選考の状況
３　職員の給与の状況
４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
５　職員の分限及び懲戒処分の状況
６　職員の服務の状況
７　職員の退職管理の状況
８　職員の研修及び勤務成績の評定の状況
９　職員の福祉及び利益の保護の状況
10　その他市長が必要と認める事項
11　公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585　那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所　総務部人事課　電話 098-861-7499
FAX 098-943-0289

（用語の説明）

1　部局の区分

(1)　市　長　：市長を任命権者とする市長の事務部局
(2)　議　会　：市議会議長を任命権者とする議会の事務局
(3)　選　管　：選挙管理委員会委員長を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
(4)　監　査　：代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
(5)　教　委　：教育委員会を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
(6)　消　防　：消防長を任命権者とする消防本部及び消防署
(7)　水　道　：上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

2　職位の区分

(1)　部長級　：政策統括調整監、部長、参事監、会計管理者、保健所長、消防長（消防正監）、議会事務局長等

(2)　副部長級：副部長、参事、副消防長（消防監）、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長等

(3)　課長級　：課長、支所長、室長、所長、担当副参事、副参事、施設長、消防司令長、副署長等

(3)　主幹級　：主幹、館長、消防司令、専門主幹、総合現業主幹等

(5)　主査級　：主査、技査、係長、児童館長、保育所長、幼稚園主任教諭、消防司令補、分館長、環境整備主査等

(6)　主任級　：主任主事、主任技師、主任保育士、主任学芸員、主任薬剤師、主任保健師、主任栄養士、主任運転手、主任調理員等

(7)　主事級　：主事、技師、保育士、学芸員、薬剤師、保健師、栄養士、運転手、調理員等

1　職員の任免及び職員数に関する状況

(1)　職員の任免に関する状況

ア　採用者数と昇任者数(H28.4.1～H29.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		55	0	0	0	4	6	2	67
昇任者数	部長級	3	1	0	0	0	1	0	5
	副部長級	2	0	0	0	0	1	0	3
	課長級	13	0	1	1	1	5	1	22
	主幹級	18	3	0	0	3	8	4	36
	主査級	40	1	0	0	4	4	2	51

（単位：人）

イ　退職者数(H28.4.1～H29.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		53	0	0	1	9	7	5	75
内訳	定年	37	0	0	1	8	5	3	54
	勧奨	9	0	0	0	0	0	0	9
	その他	7	0	0	0	1	2	2	12

（単位：人）

※　退職の勧奨は、年齢50歳から59歳に達した職員に対し行っています。

(2)　職員数に関する状況

職員数（平成 28 年 4 月 1 日現在）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	16	1	0	0	2	1	1	21
	副部長	24	1	1	1	4	3	2	36
	課長	109	3	1	5	19	12	13	162
	主幹	177	6	1	2	27	25	26	264
	主査	310	5	3	0	101	77	38	534
	係員	864	3	2	0	265	153	87	1374
計		1500	19	8	8	418	271	167	2391
H29 年 4 月現在の職員数		1536	19	8	9	405	272	163	2412

（単位：人）

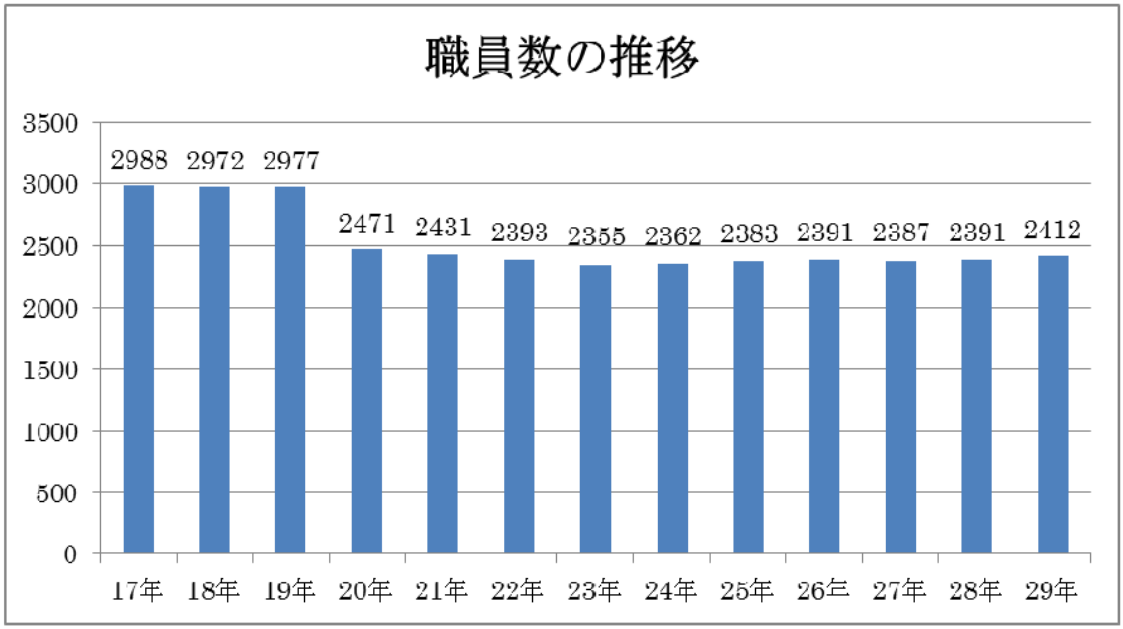

（単位：人）

※　各年 4 月 1 日現在。

※　平成 20 年 4 月 1 日那覇市立病院は、地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

※　職員数には、退職派遣・再任用職員も含まれます。

2 職員の競争試験及び選考の状況

平成28年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

(1) 競争試験及び選考試験

① 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験

(ｱ) 日程

７月２４日　新聞公告
９月１８日　第１次試験
１０月１４日　第１次試験合格発表
１１月　５日・６日　第２次試験
１２月　９日　最終合格発表

(ｲ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験種類	試験区分	申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(%B/A×100)	一次合格者数	最終合格者数(C)	競争率(倍)(B/C)	採用候補者名簿登載者の状況		
								採用者数	辞退者等数	未採用者数
行政職Ⅰ	上級行政	696	498	71.6	63	24	20.8	24	0	0
	中級行政	111	82	73.9	9	4	20.5	2	2	0
	初級行政	119	106	89.1	7	3	35.3	3	0	0
行政職Ⅱ（司書）		40	34	85.0	8	1	34.0	1	0	0
上級土木		19	12	63.2	9	6	2.0	6	0	0
上級建築		12	5	41.7	4	3	1.7	3	0	0
上級電気		22	11	50.0	6	1	11.0	1	0	0
上級機械		22	15	68.2	8	2	7.5	2	0	0
幼稚園教諭・保育士		118	99	83.9	12	3	33.0	3	0	0
保健師		45	27	60.0	12	3	9.0	3	0	0
消防職	上級消防	32	23	71.9	6	1	23.0	1	0	0
	中級消防	58	47	81.0	7	1	47.0	1	0	0
	初級消防	55	48	87.3	7	2	24.0	2	0	0
	消防職Ⅱ　救命	29	22	75.9	7	3	7.3	3	0	0
行政職（身体障がい）		－	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計		1378	1029	74.7	166	57	18.1	55	2	0

※　採用候補者名簿登載者の状況は、平成29年4月1日現在

②　那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（上級土木職・上級建築職・衛生監視職）

(ｱ)　日程

５月２６日　新聞公告
６月２６日　第１次試験
７月６日　第１次試験合格発表
７月１７日　第２次試験
７月２９日　最終合格発表

(ｲ)　試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験職種	申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(%B/A×100)	一次合格者数(C)	最終合格者数(D)	競争率(倍)(B/D)	採用候補者名簿登載者の状況		
							採用者数	辞退者等数	未採用者数
上級土木職(A)	12	11	91.6	6	3	3.67	3	0	0
上級建築職(B)	10	8	80.0	5	2	4.00	2	0	0
衛生監視職(C)	10	10	100	7	1	10.00	1	0	0
合　計	32	29	90.6	18	6	4.8	6	0	0

③　那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（心理職）

(ｱ)　日程

１０月１２日　新聞公告
１１月　５日・１９日　試験日
１２月１６日　最終合格発表

(ｲ)　試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験職種	申込者数(A)	受験者数(B)	受験率(%B/A×100)	一次合格者数(C)	最終合格者数(D)	競争率(倍)(B/D)	採用候補者名簿登載者の状況		
							採用者数	辞退者等数	未採用者数
心理職	9	7	77.7	－	2	3.50	2	0	0
合　計	9	7	77.7	－	2	3.50	2	0	0

※　試験日は2日あるが、第一次試験のみで最終合格を決定しています。

3 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額A（千円）	人件費B（千円）	人件費率（B/A）
平成26年度	134,442,997	17,495,670	13.0%
平成27年度	141,412,332	17,617,074	12.5%
平成28年度	144,919,701	17,919,515	12.4%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、平成 28 年４月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

平成 29 年４月分をあわせて表示します。

給与の種類		平成28年４月分		平成29年４月分	
		支給職員数（人）	平均支給額（百円）	支給職員数（人）	平均支給額（百円）
給料	給料	2,352	3,056	2,333	3,058
諸手当	扶養手当	1,106	199	1,101	208
	住居手当	847	261	872	261
	通勤手当	1,853	72	1,837	73
	時間外勤務手当	1,172	326	1,117	286
	休日勤務手当	285	208	201	224
	夜間勤務手当	166	29	135	43
	管理職手当	209	536	207	534
	特殊勤務手当	393	89	392	81
	期末手当＊	2,253	8,252	2,226	8,208
	勤勉手当＊	2,227	5,308	2,210	5,563
	地域手当	3	927	3	937
	単身赴任手当	0	0	0	0

初任給調整手当	4	2,428	4	2,356
教員特別手当	21	69	21	68

＊期末・勤勉手当については、それぞれの前年度（６月と 12 月）における支給実績です。

(3)　給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。
ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。
なお、本市の一般行政職に該当する職員の数は、次のとおりです。
平成 28 年４月現在　1,273 人

＊　一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、幼稚園教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

ア　初任給の状況（平成 28 年４月１日現在）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	２年経過後	決定初任給	２年経過後
大学卒	178,200	190,100	178,200	190,100
短大卒	158,800	170,300	158,800	170,300
高校卒	146,100	154,500	146,100	154,500

イ　経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成 28 年４月１日現在）

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	250,925	304,933	353,462
短大卒	239,900	288,740	339,850
高校卒	213,480	245,067	312,500

ウ　職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		那覇市	国
平成28年４月	平均給料(俸給)月額	304,964円	331,816円
	平均年齢	41.5歳	43.6歳

(4)　職員手当の状況（退職手当を除く。）

ア　扶養手当

(ｱ)　配偶者‥‥‥‥‥‥13,000円

(ｲ)　配偶者以外の扶養親族‥‥‥‥‥‥6,500円

※配偶者のいない場合 ‥‥ (ｲ)のうち１人については11,000円

※16 歳から 22 歳の子を扶養の場合‥１人につき月額 5,000 円を加算

イ　住居手当

(ｱ)　月額 12,000円を超える家賃の支払者‥家賃額により最高 27,000円まで

（例）家賃50,000円の場合、24,500円

計算式　（家賃－23,000円）×1/2＋11,000円

(ｲ)　持家の世帯主‥‥‥‥‥‥

年度	支給総額(千円)	職員数（人）	一人当たり支給年額(円)
平成26年度	420,953	2,061	204,247
平成27年度	429,172	2,068	207,530
平成28年度	438,301	2,077	211,026

オ　管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の額を合わせた額を支給します。

政策統括調整監	93,500 円	部長	76,500 円
参事監	71,700 円	副部長	63,900 円
参事	59,300 円	課長	50,700 円
副参事	46,500 円		

カ　特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		16.7%
支給対象職員１人あたり平均支給年額（試算）		106,800円
手当の種類（手当数）		13種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	行旅病人業務手当 緊急消防援助隊手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	消防活動等手当

キ　賞与（期末手当と勤勉手当）

支給期	期末手当	勤勉手当	計
６月期	1.225月分	0.75月分	1.975月分
12月期	1.375月分	0.85月分	2.225月分
計	**2.6月分**	**1.6月分**	**4.2月分**
職務級などにより加算措置があります。			

ク　地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、支給される手当。

また、一般の事務職等の事情とは異なり、民間における医師の給与は、都市部に勤務する医師より人材確保が困難である実情を考慮して、特例的に、医師に対し、給料月額等の16%を支給しています。

ケ　単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額30,000円～100,000円です。

※平成28年度は、支給対象者なし

コ　教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額2,000円～8,000円です。

(5)　退職手当の状況

ア　勤続年数ごとの支給割合

勤続年数	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	22.396月分	27.994月分
勤続25年	31.926月分	37.882月分
勤続35年	45.268月分	54.321月分
最高限度額	54.321月分	54.321月分
定年前早期退職特例措置２％～20%加算		

イ　退職手当支給者の年度別支給状況

区分／期間	退職手当支給者数（人）		平均支給額（千円）		平均勤続年数（年）	
	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年
平成26年度	13	43	4,697	23,648	12.7	34.7
平成27年度	18	50	4,007	22,942	11.4	35.2
平成28年度	16	63	8,357	23,585	15.7	35.6

4　職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1)　職員の勤務時間等の状況

ア　平成28年度における一般の職員の勤務時間等

(ｱ)　勤務時間

１週間あたり38時間45分

月曜日から金曜日までの５日間に１日７時間45分

(ｲ)　１日の勤務時間の割振り

午前8時30分から午後0時まで

午後1時から午後5時15分まで

（休憩時間　午後0時から午後1時まで）

(ｳ)　週休日（勤務時間を割り振らない日）・・・土曜日・日曜日

イ　職員の休日（特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日）

(ｱ)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(ｲ)　12月29日から翌年の1月3日までの日

(ｳ)　6月23日(慰霊の日)

(2)　職員のその他の勤務条件の状況

ア　年次有給休暇の行使状況(H28.4.1～H29.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	15.0	15.3	19.9	16.1	14.8	15.8	18.1	16.4
行使率(%)	75.1	76.5	99.4	80.7	73.9	85.0	90.4	83.0

※行使率は平均行使日数／20日(毎年度新規付与日数)

なお、行使日数には前年度繰越分（最大20日）を含む。

イ　夏期休暇（５日）の行使状況(H28.4.1～H29.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.8	4.8	5.0	4.9	4.4	4.8	4.8	4.73
行使率(%)	95.3	96.0	100.0	98.0	88.0	96.0	96.0	95.9

※行使率は平均行使日数／5日(付与日数)

夏期休暇の申請期間は5月1日～10月31日の間となっています。

ウ　その他の主な休暇取得者数の状況(H28.4.1～H29.3.31)

部局／休暇の種別	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	108	1	0	1	34	7	14	165
出産休暇	35	0	0	0	11	0	3	49
育児休暇	10	0	0	0	2	1	2	15
子の看護休暇	299	3	3	0	54	105	53	517
介護休暇（無給）	1	0	0	0	1	1	1	4

（単位：人）

※　私傷病休暇の状況は、5日以上の長期間にわたる場合のみです。

(3)　育児休業等の取得者数の状況(H28.4.1～H29.3.31)

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	2	0	0	0	0	0	0	2
	女	98	0	0	0	29	1	4	132
	計	100	0	0	0	29	1	4	134
部分休業	男	3	0	0	0	0	1	0	4
	女	26	0	0	0	1	0	4	31
	計	29	0	0	0	1	1	4	35

（単位：人）

5　職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)　職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)は、平成28年度は病気による休職のみでした。

病気による休職者数の内訳は、次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
病気休職	44	0	0	0	7	0	0	51

（単位：人）

(2)　職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)は、平成 28 年度は 5 件でした。(※臨時・非常勤職員は含めない。)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
停職	0	0	0	0	0	0	0	0
減給	1	0	0	0	1	0	0	2
戒告	3	0	0	0	0	0	0	3

6　職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

平成 28 年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数) (H28.4.1～H29.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可職員数	404	0	8	8	2	2	154	578

※　健康診断（人間ドックを含む。）等は、除いています。　　(単位:人)

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

平成 28 年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数(H28.4.1～H29.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事許可件数	84	0	0	0	13	13	18	128

(単位:件)

7　職員の退職管理の状況

平成 28 年度に退職した職員の再就職状況で、**那覇市職員の退職管理に関する規則第 11 条の依頼等の承認申請件数は以下のとおりです。**

※再就職者が役職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することについて公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合の申請件数。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
承認申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0

（単位：人）

8 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修状況（平成 28 年度）

ア　人事課職員研修 G 主催研修

研修名			回数	期間	修了者数
基本研修	1	新採用職員前期研修	1	5 日	66
	2	新採用職員後期研修	1	2 日	59
	3	現任 3 年目職員研修(第1回目)	1	2 日	58
		現任 3 年目職員研修(第2回目)	1	1 日	52
	4	現任 6 年目職員研修	1	1 日	50
	5	現任 9 年目職員研修	1	1 日	77
	6	新任主査級研修(第 1 回目)	1	1 日	44
		新任主査級研修(第 2 回目)	1	1 日	39
	7	新任主幹級研修(第 1 回目)	1	1 日	32
		新任主幹級研修(第 2 回目)	1	1 日	30
	8	新任グループ長研修(第 1 回目)	1	1 日	28
		新任グループ長研修(第 2 回目)	1	1 日	25
	9	新任課長級研修	1	1 日	20
	10	管理職員特別研修	1	2.5h	168
	基本研修 計		**14**	**－**	**748**
実務研修	1	財務会計研修Ⅰ(民法・契約・物品会計)	1	1 日	58
	2	財務会計研修Ⅱ(出納事務)	1	1 日	89
	3	財務会計研修Ⅲ (予算決算事務、使途変更・流用、複数年契約)	1	4.5h	58
	4	文書事務研修Ⅰ(公用文書:初任者対象)	1	3.0h	36
	5	文書事務研修Ⅱ(公用文書:文書主任対象)	1	3.0h	43
	6	服務・旅費等基礎研修Ⅰ(服務、臨時・非常勤)	1	3.0h	41
	7	服務・旅費等基礎研修Ⅱ (安全・衛生/共済組合、旅費事務)	1	4.0h	35
	実務研修 計		**7**	**－**	**360**
専門研修	1	法制執務研修(第 1 回目)	1	1 日	27
		法制執務研修(第 2 回目)	1	1 日	20
	2	接遇研修(窓口(苦情)対応力向上研修)	1	1 日	19
	3	成果の出る会議の進め方講座(内部版)	1	1 日	20
	専門研修 計		**4**	**－**	**86**
人事課職員研修G主催研修 合 計			**25**	**－**	**1,194**

イ　人事課職員研修Ｇ派遣研修

研　修　名			回数	期間	修了者数
県外	1	市町村職員中央研修所派遣研修	19	5～11 日	17
	2	全国市町村国際文化研修所派遣研修	9	4～11 日	9
	3	日本経営協会(NOMA)派遣研修	3	2 日	3
	4	自治大学校派遣研修	1	18 日	1
	5	職員提案型派遣研修	1	2 日	1
	県外派遣研修　計		**33**	**－**	**31**
県内	1	沖縄県市町村職員研修センター派遣研修	28	1～3 日	115
	2	キャリアアップ・フォーラム派遣研修	1	1 日	8
	3	キャリアアップ研修	1	1 日	2
	県内派遣研修　計		**30**	**－**	**125**
派　遣　研　修　合　計			**63**	**－**	**156**

ウ　職場研修

研　修　名	回数	経費（報償費等）[円]	延べ参加人数
全部局合計(市立病院を除く)	**1,012**	**750,920**	**13,214**

（２）職員の勤務成績の評定の状況

本市では、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律附則第 3 条第 1 項に基づき人事評価(実績評価及び能力評価)を下記のとおり実施し、職員の指導、研修及び配置換に活用することとしています。

ア　人事評価の実施日程

平成 28 年度における人事評価は、新たな人事評価制度の本格施行に向け試行的に運用しており、以下の日程で実施しています。

目標設定面談　平成 28 年５月
中間面談　　〃　　９月
評価面談　　平成 29 年１月

イ　評価対象者数

平成 28 年度において人事評価の対象となる職員数は、以下のとおりです。

評価対象者数

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
対象者数	1,345	19	8	8	405	269	159	2,212
人事評価の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	

（単位:人）

９　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)　健康管理事業

ア　健康診断

項目	部局	受診者数等
①定期健康診断	市長 教委	対象:学校事務と学校図書館以外の全職員 (ただし、人間ドック等受診者除く) 受診者：1,574人
	消防	対象：全職員 受診者：190人
	上下 水道	対象：全職員(非常勤職員含む。臨時職員は希望者) 受診者：134人
②特定業務従事者健診	市長	対象：那覇市・南風原環境施設組合に派遣している現業職員 受診者：6人
③手話通訳者健康診断	市長	受診者：2人 対象：障害福祉課に勤務する手話通訳者
④頸肩腕健康診断	市長	受診者：5人 対象：総務課に勤務する電話交換手
⑤特定業務従事者健康診断	消防	受診者：156 人
⑥高気圧酸素業務者適正検査	消防	受診者：45 人
⑦破傷風予防接種	市長	対象：クリーン推進課、道路管理課、廃棄物対策課、環境衛生課、環境政策課、環境施設組合の現業職員 受診者：87 人

＊　上記表中、「受診者数等」欄の受診者には臨時・非常勤職員の数も含まれています。

イ　健康相談

部局	相談名		対象者・内容等
市長教委	産業医による健康相談		全職員 月5回（内科106件・精神科129件）
	栄養士による栄養相談		全職員 月に1回2時間　（嘱託栄養士）　（57件）
市長教委	保健師による健康相談	クリーン推進課	クリーン推進課職員　1回（7人）
		各支所巡回	小禄、首里、真和志支所　3か所（41人）
		学校給食センター等の巡回	学校給食センター　3か所(30人)
		保育所巡回	保育所、給食センター、療育センターの職員（保育士、用務員、調理員等） 9か所(162人)
		日常の健康相談	全職員、本庁保健室（毎日） 保健室にて来所相談、電話相談、健診結果などの一般相談、ケガや症状の対応、メンタル相談 実施人数：延べ　4,373件
		日常の健康相談	全職員、本庁保健室（毎日） 保健室にて来所相談、電話相談、健診結果などの一般相談、ケガや症状の対応、メンタル相談 実施人数：延べ　4,373件
消防	保健師による健康相談	新規採用職員巡回健康相談	新規採用職員・消防学校での健康状態や対人関係等の相談
		災害現場活動後の健康相談	凄惨な災害現場で活動した職員・惨事ストレス等の確認
全	メンタルヘルス相談		全職員　心理相談員によるカウンセリング 開設日　月～金 実施人数：延べ　217件
上下水道	産業医面談		対象：全職員 内容：健康相談等

ウ　健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	①管理監督者メンタルヘルス研修	新任主査 幼稚園教諭・主任 課長級	平成28年7月13日受講者32人 平成28年8月31日　受講者35人 「ラインケア①②～たった３つ！部下がいる人のためのメンタルヘルス管理の極意～」 平成28年11月9日　受講者92人 「ラインケア③～大人の発達障害が得意になるための６つのステップ～」 とくだ心療内科　院長　徳田毅 計3回　159人
	②腰痛予防講習会 -整形外科トレーナー	クリーン推進課、土木関連部署、環境保全課、那覇市・南風原町環境施設組合派遣の現業職、保育所、給食センター、その他希望者	平成28年7月29日 「腰痛予防について」 ～首・肩・膝の痛みの総合的な予防を含む～ ロクト整形外科トレーナー 受講者：22人
	③熱中症対策 -保健師	クリーン推進課	平成28年5月18日 受講者：　34人
	④生活習慣病予防研修（運動）	・人事課の指名する職員 ・希望者、所属長が推薦する職員	①　平成28年7月7日 「気分すっきり！ストレッチとラジオ体操」健康運動指導士 受講者23人 ②　平成28年7月21日 「気軽にできる簡単ストレッチ～体幹を鍛えてもっときれいに～」健康運動指導士 受講者20人 計2回　43人
	⑤メンタルヘルス研修　セルフケア 計４回	新任主査 新採用職員	平成28年8月2日　受講者39人 「認知行動療法でセルフコントロール」琉球大学大学院助教 臨床心理士　甲田宗良 平成29年1月27日　受講者53人

		現任3年目職員 現任6年目職員	アルコールとこころの健康 琉球病院　福田貴博医師 平成28年11月25日　受講者52人 認知行動療法でセルフケア 田崎病院院長　仲本晴男医師 平成28年11月17日　受講者49人 「認知行動療法でセルフコントロール」琉球大学大学院助教 臨床心理士　甲田宗良 計4回　193人
上下水道	腰痛予防講習会	対象：全職員	座学・腰痛予防・改善ストレッチ　17 人
	職場のメンタルヘルス対策	主幹級以上	管理監督者のラインケア

(2)　職員厚生会の事業

本市では、職員の福祉の増進を図るため、地方公務員法第 42 条の厚生制度に基づく条例を制定して「那覇市職員厚生会」を設置し、次のとおり福利厚生事業を行っています。

項目	内容	
給付事業	会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付	
文化・体育事業	卓球、ソフトボール、バレーボール、ボウリング等のスポーツ大会等の親睦事業の実施。スポーツ用品、レジャー用品の貸し出し。	
施設事業	職員会館及び職員駐車場の管理、庁内レストラン及び売店運営委託	
補助事業	文体育成費	代表派遣補助、部出先補助、物品を補助
	厚生事業	人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助
	レクレーション事業	職場単位で実施するピクニック等に対する補助
	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部を補助
共済事業	自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き	
購買事業	商品代立替制度を実施	

那覇市職員厚生会の事業運営に必要な費用は、主に会員(職員)が個人負担する会員掛金と市負担金及び施設使用料・保険料等給与差引代理事務等の事業収入により賄われています。

会員掛金と市負担金の比率については、会員掛金率が各職員の給与月額の1,000分の５、市負担金率が職員の給料総月額の1,000分の３となっています。

会員相互の扶助共済を目的とする各種祝金や弔慰金等の給付事業は、全て職員個人が負担する会員掛金で賄われ、市負担金は厚生制度を実施するための費用（文化体育事業や補助事業、一般事務費、人件費等）に充てられています。

(3) 公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数　(H28.4.1～H29.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務災害	常勤職員 (内臨時職員)	5 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	11 (3)
	非常勤職員 (内労災分)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	7 (6)
	計	**6**	**0**	**0**	**0**	**10**	**2**	**0**	**18**
通勤災害	常勤職員 (内臨時職員)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)
	非常勤職員 (内労災分)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
	計	**5**	**0**	**0**	**0**	**3**	**0**	**0**	**8**
合 計		**11**	**0**	**0**	**0**	**13**	**2**	**0**	**26**

10　その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

11　公平委員会の業務の状況について

(1)　平成28年度における勤務条件に関する措置の要求件数

申請５件　　未処理０件

(2)　平成28年度における不利益処分に関する不服申立ての件数

申請０件　　未処理０件

那覇市公告第 244 号
平成 29 年８月 15 日
掲　　示　　済

現在、保健所生活衛生課で運用している「総合衛生システム」が平成 30 年３月をもってリース契約終了となるため、次期システムの導入についての提案依頼を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　業務概要
（１）業務名
次期総合衛生システム導入事業
（２）目的
食品衛生業務・生活衛生業務・薬事業務・医事業務を総合的に管理・運用するためのパッケージシステムの導入を行う。
（３）契約形態
賃貸借契約（メンテナンスリース）
（４）賃貸借期間
平成 30 年４月１日～平成 35 年３月 31 日　（60 ヶ月）

２　依頼内容　　提案書、各種機能証明書、見積書等の提出

３　各期限等
質疑期限：平成 29 年８月 17 日（木）16：00 まで
※質疑への回答は８月 24 日（木）までに那覇市公式ホームページに記載する。
参加表明期限：平成 29 年８月 31 日（木）16：00 まで
※参加表明した者の提案書のみを受け付ける。
提案書提出期限：平成 29 年９月８日（金）　12：00 まで

４　問合せ先　　那覇市　健康部　保健所生活衛生課
担当：金城、宮城
TEL　：098-853-7963　　FAX　：098-853-7965
MAIL　：K-EISEI001@neo.city.naha.okinawa.jp

５　詳細内容　　参加要件、提案概要及び関係様式等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページをご確認ください。

那覇市公告第 255 号
平成 29 年８月 18 日
掲　　示　　済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第 21 条第２項の規定により次のとおり公表します。

那覇市長　城　間　幹　子

１　契約締結日　平成 29 年８月 14 日

２　件名、契約相手方の住所、氏名
① 花壇花卉植栽維持管理業務（その１）
那覇市字古島 12 番地１　ピュアパレス黒潮 101 号
社会福祉法人　伊集の木会　就労支援いじゅの木
理事長　黒潮　武嗣
② 花壇花卉植栽維持管理業務（その２）
南風原町字宮平 537 番地
社会福祉法人　育成福祉会　理事長　安里　盛一
③ 花壇花卉植栽維持管理業務（その３）
与那原町字与那原 2943 番地
社会福祉法人　基督教児童福祉会　愛隣園
理事長　仲宗根　幸子
④ 花壇花卉植栽維持管理業務（その４）
うるま市字宇堅 919 番地
社会福祉法人　宇堅福祉会　理事長　比嘉　一信

３　契約金額
① 花壇花卉植栽維持管理業務（その１）2,536,920 円
② 花壇花卉植栽維持管理業務（その２）2,322,000 円
③ 花壇花卉植栽維持管理業務（その３）2,322,000 円
④ 花壇花卉植栽維持管理業務（その４）1,587,600 円

４　契約理由
契約を締結する前に設定した選定基準に該当する福祉施設等から提出された見積書の結果による。

５　契約担当課
建設管理部　公園管理課　電話　951－3239

那覇市公告第 257 号
平成 29 年８月 18 日
掲　　示　　済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第７条第５項及び同施行規則第２条第２項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年8月7日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">企画財務部企画調整課　　電話862-9937</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">企画調整課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">那覇市ふるさとづくり寄附金事業</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">ふるさとへの思いや那覇市のまちづくりに共感を持つ個人、法人その他団体から寄附金を募ることにより、那覇市のまちづくりの基本理念である「なはが好き！みんなで創ろう、子どもの笑顔が輝くまち」の達成に資することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">那覇市ふるさとづくり寄附金の寄附者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成20年7月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">☑個人番号
☑氏　名
☑住　所
☑性　別
☑生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
(　　)</td><td>□職　業
□地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
(　　)</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
(　　)</td><td rowspan="5">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
(　　)</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">☑本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　☑随時(寄附申込時　　)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示
□通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">☑文書　□図画　☑電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年8月3日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">こどもみらい部こども政策課　電話098-861-2110</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">こども政策課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">保育士試験受験者支援事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">本市の喫緊の課題である待機児童問題を解消する為、必要な保育士資格取得者数の拡大に向けた取り組みを行うことにより、新規の保育施設の増設又は既存施設における定員増に繋げることを目的とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">保育士試験対策講座受講者</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">2016年　４月　１日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td colspan="2">制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td colspan="2">思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">☐個人番号
☑氏　名
☑住　所
☐性　別
☐生年月日
☐国　籍
☐本　籍
☐続　柄
☐親族関係
☐婚姻離婚
☐その他
(　　)</td><td>☐職　業
☐地　位
☐学　歴
☐資　格
☐団体加入
☐賞　罰
☐学業成績
☐勤務成績
☑その他
(　勤務先　)</td><td>☐収　入
☐資産状況
☐公租公課
☐経済取引
☐公的扶助
☐その他
(　　)</td><td colspan="2" rowspan="3">☐思　想　☐宗　教
☐支持政党　☐主義主張
☐趣味嗜好　☐犯歴等
☐その他　(　　)

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">☐健康状態
☐容　姿
☐病　歴
☐障がい程度
☐その他
(　　)</td><td>☑保育士試験受験資格の有無
☑勤務経験年数
☑メールアドレス
☑電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">☑本人　☐本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">☐定期(　６月～　１２月)　☐随時(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">☐文書　☐口頭　☐告示
☐通知不要
(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">☑文書　☐図画　☑電磁媒体　☐その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3">届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 258 号
平成 29 年８月 18 日
掲　　示　　済

保有個人情報目的外利用届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第９条第４項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第８条の２第２項で準用する同規則第２条第２項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成29年　7月10日

那覇市長　宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課又は提供先	企画調整課
業務の名称	平成29年就業構造基本調査		
利用の区分	☑目的外利用　　□提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☑平成29年6月15日～8月31日　　□随　時(　　)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	氏名（カナ含む）、住所、生年月日、性別、続柄、住定日（住所を定めた日）、異動日、個人コード、世帯コード、住民区分、世帯主名、年齢、住民日、住民票最新異動日、最新移動事由、届出日、消除欄、備考欄、住所履歴、転出先、続柄履歴、転出確定日、職権回復、住所コード		
目的外利用又は提供をする根拠条項	□那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会承認類型事項１） □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 （番号法第19条第　号に該当）		
目的外利用又は提供をする理由	平成29年就業構造基礎調査の実施にあたり、各調査区内の居住状況を確認し、調査区の合併・分割を行う等、調査を円滑に進めるため。		
届出担当部課	企画調整課　統計グループ　　電話　951-3223		

那覇市公告第 279 号
平成 29 年 9 月 1 日
掲　　示　　済

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定により、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第２条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同要綱第４条の規定により、公述を申し出ることができる。

那覇市
上記代表者　那覇市長　　城間　幹子

１　都市計画の原案の内容
（１）那覇広域都市計画用途地域の変更原案
（汀良翁長線沿道地区及び石嶺鳥堀線沿道地区）

２　都市計画の原案に係る土地の区域
（１）那覇市首里石嶺町２丁目、首里汀良町３丁目、首里鳥堀町４丁目地内

３　公聴会の開催の日時及び場所
開催日時：平成29年９月22日（金）午後７時
開催場所：那覇市役所　10階　1001会議室（那覇市泉崎１丁目１番１号）

４　公述申出書の提出期間及び提出先
提出期間：平成29年９月１日（金）から平成29年９月15日（金）まで。
ただし、土・日曜日及び祝日を除く。
提出時間：午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。
ただし、正午から午後１時を除く。
提 出 先：那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所９階）

５　都市計画の原案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
縦覧場所：那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所９階）
縦覧期間：平成29年９月１日（金）から平成29年９月15日（金）まで。
ただし、土・日曜日及び祝日を除く。
縦覧時間：午前８時30分から午後５時15分まで。
ただし、正午から午後１時までを除く。

６　その他公聴会の開催に関し必要な事項
公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

那覇市公告第 282 号
平成 29 年 9 月 1 日

那覇市役所本庁舎自動販売機設置事業者公募について

那覇市では、市役所本庁舎（新庁舎）内に清涼飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成 23 年 12 月 6 日市長決裁）に基づき、自販機設置場所（行政財産）を制限付一般競争入札により貸し付けを行います。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項

（１）　契約案件名　　那覇市役所本庁舎自動販売機設置賃貸借

（２）　入札の内容

那覇市役所本庁舎内の３階を除く１階から 12 階に設置する 24 台の自販機について以下のとおり募集をＡ～Ｄグループに分け４回の入札を行う。

【Ａグループ】

	ﾊｲｻｲ運動対応自販機	一般自販機	合計	予定価格
台数	１台	５台	６台	227,664 円
貸付面積	1.11 ㎡	6.35 ㎡	7.46 ㎡	

【Ｂグループ】

	ﾊｲｻｲ運動対応自販機	一般自販機	合計	予定価格
台数	１台	５台	６台	234,073 円
貸付面積	1.32 ㎡	6.35 ㎡	7.67 ㎡	

【Ｃグループ】

	災害救助ﾍﾞﾝﾀﾞｰ対応自販機	一般自販機	合計	予定価格
台数	１台	５台	６台	230,410 円
貸付面積	1.11 ㎡	6.44 ㎡	7.55 ㎡	

【Ｄグループ】

	災害救助ﾍﾞﾝﾀﾞｰ対応自販機	一般自販機	合計	予定価格
台数	１台	５台	６台	236,819円
貸付面積	1.32㎡	6.44㎡	7.76㎡	

※落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。

（３）　所在地
那覇市泉崎一丁目１番１号
（３階を除く１階から12階までの設置場所24箇所。）
（４）　契約期間
平成30年(2018年)１月４日～平成34年(2022年)12月28日

２　入札に参加する者に必要な資格
（１）　沖縄県内に本社や事業所、営業所を有する法人
（２）　法人で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に 該当しないこと。
（３）　那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
（４）　沖縄県内にある事業所、営業所の市町村税を滞納していないこと。
（５）　過去５年以上、自販機設置維持管理の実績がある法人であること。
（６）　自販機設置に関する契約又は使用許可において、過去に義務の不履行又は使用許可違反がなかったこと。
（７）　本公募要領に定める条件及び法令等を遵守し、「設置事業者（借受者）自らが貸付物件を自販機及び空容器回収箱設置の場所として、賃貸借期間中継続して運営する事業」（以下「自販機事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。
（８）　申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条及び那覇市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

３　契約事項を示す場所
那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎５階
那覇市 総務部 管財課

４　入札の日時及び場所
（１）日　時：平成29年10月２日（月）午後２時より
（２）場　所：那覇市役所本庁舎５階　501会議室

５　入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の100分の５以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第８条第１項第１号に基づき、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結する場合は免除とします。

６　入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。

７　入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

８　入札実施要領の交付に関する事項

（１）　入札案内書（公募要領）の交付及び入札参加申込受付けは、那覇市総務部管財課で行います。

（２）　入札参加申込受付期間、及び、公募要領配布期間

平成29年９月１日（金）～平成29年９月14日（木）

９　その他

（１）　落札者は、当該入札物件が公有財産であることに留意し利用すること。

（２）　入札参加者は、那覇市ホームページを確認し、窓口で配布する「那覇市役所本庁舎自動販売機設置事業者公募要領（制限付一般競争入札）」を熟読し、これを遵守すること。

【お問い合わせ先】

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理G

電話：（代表）098-867-0111（内2078）

（直通）098-862-9904

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第13号
平成29年８月18日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　兼次　俊正

指定（登録）番号	第　447　号
指定工事店名	有限会社リングキープ沖縄
営業所所在地	沖縄県豊見城市字保栄茂７番地２
代表者名	大嶺　勲央
有効期間	自　平成29年４月１日
	至　平成34年３月31日
異動事由	代表者の変更

指定（登録）番号	第　218　号
指定工事店名	アクティブ工業株式会社
営業所所在地	沖縄県浦添市宮城四丁目 12 番 16 号
代表者名	仲嶺　真次
有効期間	自　平成27年４月１日
	至　平成32年３月31日
異動事由	商号の変更

指定（登録）番号	第　243　号
指定工事店名	株式会社ふくエンジニアＧ
営業所所在地	沖縄県沖縄市字登川 3177 番地２
代表者名	竹島　奈月
有効期間	自　平成27年４月１日
	至　平成32年３月31日
異動事由	商号・代表者・営業所所在地の変更

指定（登録）番号	第　51　号
指定工事店名	株式会社三星建設
営業所所在地	沖縄県豊見城市字豊見城 493 番地１
代表者名	瀬長　誠
有効期間	自　平成28年４月１日
	至　平成33年３月31日
異動事由	代表者の変更